

嘉手納町子育て世帯応援給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために町独自の一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、**改めて申請は不要です。**

※受給を希望しない場合等は、令和3年6月16日（水）までに、受給拒否の申出書をご提出ください。

申出書が必要な方は子ども家庭課まで。また、町ホームページからも取得できます。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和3年4月分（3月分を含む）の児童手当・特例給付を受給している方です。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当・特例給付の令和3年4月分の対象となる児童です。

※ただし、同年3月分の児童手当・特例給付対象となっている児童であれば、令和3年4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、2万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、令和3年6月25日（金）に支給する予定です。

支給日以降、振込の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和3年4月分（3月分を含む）の児童手当・特例給付を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

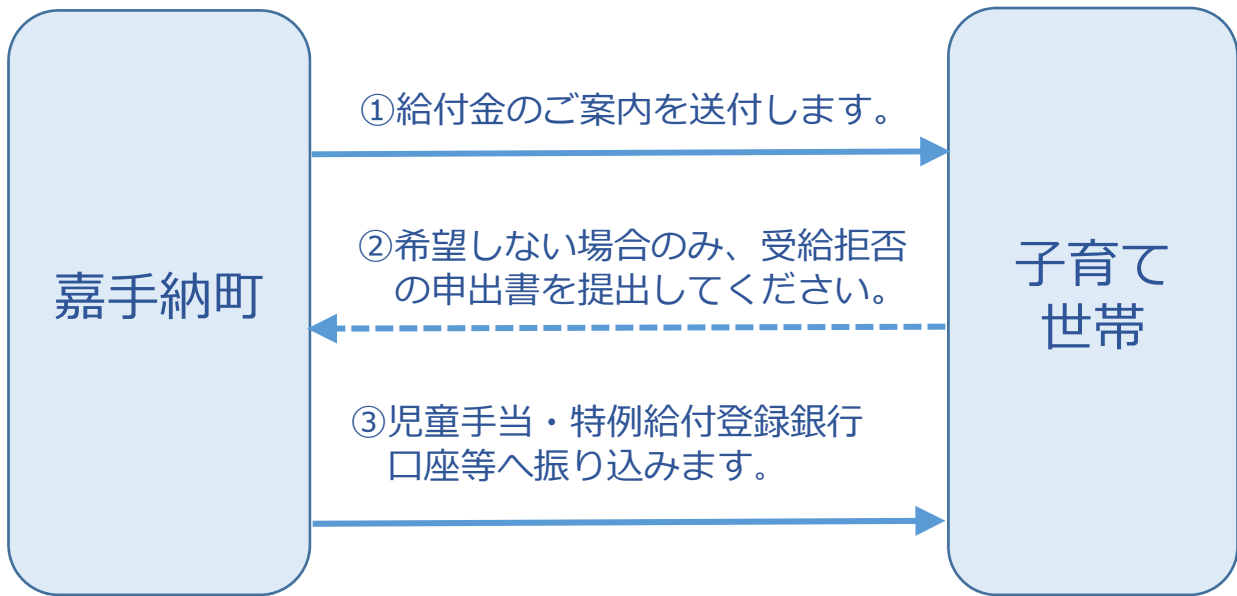
※児童手当・特例給付の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯応援給付金が支給されませんので、令和3年10月29日（金）までに必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、嘉手納町までお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。
令和3年6月25日（金）に支給予定です。



お問い合わせは



嘉手納町役場 子ども家庭課 児童福祉係
電話：956-1111（内線122）

「子育て世帯応援給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに嘉手納町役場から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに嘉手納町役場の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。